

分担金・拠出金の名称	クラスター弾に関する条約分担金	評価	C
拠出先の国際機関名	国際連合欧州本部		
国際機関の概要	クラスター弾に関する条約は、クラスター弾の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止した条約。各締約国に、貯蔵されているクラスター弾及び自国の領域内のクラスター弾残存物の廃棄を義務づけている。2010年8月1日に発効。毎年締約国会議が開催されており、条約発効5年後には検討会議が招集される。会議では条約を効果的に運用することを目的とした議論や各締約国の義務履行の進捗状況の確認が行われ、締約国会議では最終報告書が採択されている。本条約第14条には、会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及び会議に参加する締約国でない国が負担する、と規定されており、会議費の負担は条約上の義務である。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1 (1) 成果目標： 成果目標： 我が国重要外交課題である軍縮・不拡散の促進 活動指標： 条約の普遍化と実施体制を強化		クラスター弾は、その攻撃範囲の広さゆえに一般市民も含め無差別に被害を及ぼす可能性が高いこと、また、不発弾となる確率が高いと言われており、不発弾となった子弹が、紛争終結後も、不慮の爆発によって人を死傷させるだけでなく、避難民の帰還を遅らせ、土地の再利用を困難にし、復興・開発の妨げとなることが問題となっている。クラスター弾に関する条約は、このような被害をもたらすクラスター弾の廃絶を目指す唯一の条約である。軍縮・不拡散を主要外交課題とする我が国も、クラスター弾に関する条約の発効当時から締約国として、条約上の義務の履行、積極的な普遍化促進、他の締約国による条約義務履行促進活動を行っている。 2010年に開催された第1回締約国会議では、以後5年間の行動指針となる「ビエンチャン行動計画」等が採択され、2011年以降に開催される締約国会議では、条約の運営や各国の義務の履行を確認しつつ、会議最終日には、進捗状況をとりまとめた最終報告が採択されている。 条約発効以降、条約に基づき締約国会議が開催され、成果文書が採択されており、条約は確実に履行されているといえる。 同条約は、発効後これまでに汚染地域における不発弾の除去、締約国による貯蔵弾の廃棄、普遍化の促進といった成果を上げている。締約国は、2014年8月時点で84か国であったが、2015年8月現在93か国にまで増加した。	
(2) 成果目標： クラスター弾に関する条約条約に係る議論の意思決定過程に参画し、我が国の意向を反映させる 活動指標： 条約の効果的な運用のための積極的なインプットの実施		クラスター弾に関する条約は、2010年の発効以降毎年締約国会議を開催し、締約国の義務の履行状況や条約の進捗状況を確認している。2015年には、条約の規定に基づき条約発効後初となる検討会議が開催される。 これらの会議は条約の目的をいかに推進するかについての意思決定を行う上で重要な役割を果たしており、我が国もこれまですべての会議に参加し、我が国の関心事項について成果文書等に反映されるよう意見を述べ、意思決定に関与している。 締約国は、同条約第14条に規定されているとおり、適切に調整された国際連合の分担率に従い締約国及び参加した非締約国が負担する義務を有しており、分担金の負担により発言の正当性が確保される。	
(3) 成果目標： 条約体制強化のために効果・効率的な組織の維持・確保 活動指標： 条約のあり方や財政マネジメントに関する議論に関与しつつ、条約の目的実現のための効果的な運営に関与		クラスター弾に関する条約では、締約国による条約上の義務の履行を確保するための委員会を設けており、検討会議もしくは締約国会議の席で、各委員会による履行状況の報告、及び義務を履行中の締約国による進捗状況の説明が行われる。また、事務局機能を果たす履行支援ユニット(ISU)の設立に係る議論が継続して行われている。 第1回検討会議では、これまで定期的に開催されてきた非公式の会期間会合の開催方針などの今後の条約運営のあり方や履行支援ユニット(ISU)の財政モデルに関して議論される。財政モデルは、予見可能性と持続性が担保されるよう配慮されつつ、締約国により議論が行われている。ISUは小規模で効率的な運用の実現に向けて努力することとなっている。 会議を開催を確保し、我が国の立場を適宜表明することで、条約の目的を達成するための効果的、効率的な運営に関する議論を促進し、またその議論に我が国の意向を反映させることができる。	
(4) 成果目標： 会議を通して日本のクラスター弾の廃絶に向けた積極的な取組を発信 活動指標： 条約の主要締約国としての地位を継続的に確保		我が国は第1位の分担金負担国であり、分担金の拠出は会議の運営に不可欠な役割を果たしている。また、会議費用の負担は条約上の義務であり、拠出が滞ることは我が国の軍縮・不拡散への取組に疑念を生じさせるものだけでなく、信頼を失墜させる恐れがある。 会議は締約国が条約上の義務の履行状況等を報告する場であり、我が国もこれまでに貯蔵弾の廃棄、被害国支援等の成果を報告し、国際社会に対し会議を通じて我が国のクラスター弾廃絶に対する姿勢を積極的に発信してきている。	
2. PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan): 締約国会議(もしくは検討会議)で次年度予算案を議論、承認。 ②実施段階(Do): 予算拠出、我が国の分担金支払。会議運営側による予算の執行、事業実施。 ③評価段階(Check): 締約国会議(もしくは検討会議)において、報告書による運営活動の成果を評価。 ④フォローアップ(Act): 締約国会合(もしくは検討会議)にて、運営における要改善事項を提言。	
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 通常兵器室		